

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

条 例	ページ
◎情報通信技術を活用した高知県議会の活動の推進に関する条例	7
◎障害のある人もない人も共に安心して豊かに暮らせる高知県づくり条例	8
◎高知県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	11
◎こうち奨学金返還支援基金条例	12
◎高知県公立学校情報機器整備基金条例	12
◎高知県議会委員会条例の一部を改正する条例	12
◎高知県部設置条例の一部を改正する条例	13
◎公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	13
◎知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び高知県税条例の一部を改正する条例	13
◎職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	13
◎高知県住民基本台帳法施行条例等の一部を改正する条例	14
◎高知県消防法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例	14
◎高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	15
◎高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例	15
◎高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	15
◎高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	15
◎高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	15
◎高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び高知県指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	15
◎高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	16
◎高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	16

◎高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	16
◎高知県精神科病院における任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例	17
◎高知県安心こども基金条例の一部を改正する条例	17
◎高知県女性相談支援センター設置条例の一部を改正する条例	17
◎高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	17
◎高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の一部を改正する条例	18
◎高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	18
◎高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例	19
◎高知県漁港管理条例及び高知県漁港区域内における行為の規制に関する条例の一部を改正する条例	19
◎高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	19
◎高知県建築基準法施行条例及び高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例	19
◎高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例	20
◎高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例	20
◎高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例	20
◎高知県立高校通学支援奨学金貸与条例を廃止する条例	20

## 公布された条例のあらまし

## ◆情報通信技術を活用した高知県議会の活動の推進に関する条例（高知県条例第1号）

## 1 条例制定の目的

情報通信技術を活用した高知県議会（以下「議会」という。）の活動の推進について、手続等に係る関係者の利便性の向上、議会運営の合理化、多様な住民が議会に関わる機会の拡大等を図り、もって住民自治の発展に寄与することを目的として、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることとした。

## 2 主要な内容

- (1) この条例において使用される用語の定義をすること。（第2条）
- (2) 次に掲げる手続等のうち他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの等については、議会の議長（以下「議長」という。）が定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができること。
  - ア 申請等（第3条）
  - イ 処分通知等（第4条）
- (3) 次に掲げる手続等のうち他の条例等の規定により書面等により行うことが規定されているものについては、議長が定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録等により行うことができること。
  - ア 縦覧等（第5条）
  - イ 作成等（第6条）
- (4) 他の条例等において申請等に際して添付することが規定されている議長が定める書面等について、議会等が、議長が定める措置により当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しないこととする。（第8条）

## 3 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

## ◆障害のある人もない人も共に安心して豊かに暮らせる高知県づくり条例（高知県条例第2号）

## 1 条例制定の目的

障害を理由とする差別の解消の推進についての基本理念を定め、県の責務、県民及び事業者の役割等を明らかにするとともに、障害及び障害のある人への理解の醸成その他障害を理由とする差別の解消の推進に関し県が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を図り、全ての県民が相互に人格及び個性を尊重し、障害の有無にかかわらず安心して豊かに暮らせる共生社会（以下「共生社会」という。）を実現するため必要な事項を定めることとした。

## 2 主要な内容

- (1) この条例において使用される用語の定義をすること。（第2条）
- (2) 障害を理由とする差別の解消の推進及び共生社会の実現は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならないこと。（第3条）
  - ア 全ての障害のある人は、社会を構成する一員として、生涯にわたって社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
  - イ 全ての障害のある人が、どこで誰と生活するかについての選択の機会が保障され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
  - ウ 全ての障害のある人は、可能な限り、言語（手話を含む。）、要約筆記、点字、拡大文字、読み上げ、分かりやすい表現その他障害特性に応じた意思疎通のための

手段について選択の機会が確保されるとともに、情報の取得及び利用のための手段について選択の機会の拡大が図られること。

- エ 障害を理由とする差別及び社会的障壁に係る問題は、全ての県民の問題として認識され、障害及び障害のある人に対する理解を深める必要があること。
  - オ 全ての障害のある人は、その年齢、性別等の複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた適切な配慮がなされること。
- (3) 障害を理由とする差別の解消の推進及び共生社会の実現に関し、県の責務、国、市町村等との連携並びに県民及び事業者の役割について定めること。（第4条から第7条まで）
  - (4) 県は、障害を理由とする差別の解消の推進及び共生社会の実現に向けた施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。（第8条）
  - (5) 不当な差別的取扱いを禁止すること。（第9条）
  - (6) 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮を提供しなければならないこと。（第10条）
  - (7) 県は、不当な差別的取扱い等の事例の分析及び公表を行うものとする。（第11条）
  - (8) 県は、障害を理由とする差別を解消するための相談体制を整備するものとする。（第12条及び第13条）
  - (9) 県は、障害を理由とする差別に関する紛争解決を図るための体制を整備するものとする。（第14条から第18条まで）
  - (10) 障害を理由とする差別の解消の推進に関し、事案の解決のための助言又はあっせんについて調査審議を行わせるため、高知県障害を理由とする差別の解消のための調整委員会を設置すること。（第19条）
  - (11) 県は、共生社会の実現に向けた施策を講ずるものとする。（第20条から第25条まで）

## 3 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

## ◆高知県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（高知県条例第3号）

## 1 条例制定の目的

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）の施行による社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正に伴い、第一種社会福祉事業を行う社会福祉施設のうち女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定めることとした。

## 2 主要な内容

- (1) 女性自立支援施設に係る基準については、基準省令で定める基準の例によるものとする。（第3条）
- (2) 次に掲げる事項については、県独自の基準として定めること。
  - ア 非常災害対策（第3条）
  - イ 県内産農林水産物等の使用（第4条）
  - ウ 暴力団の排除（第5条）
- (3) 高知県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年高知県条例第25号）は、廃止すること。（附則第2項）

## 3 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

## ◆こうち奨学金返還支援基金条例（高知県条例第4号）

## 1 条例制定の目的

大学等の在学中に奨学金の貸与を受け、当該大学等を卒業後県内において就業している者に対し、県内企業等と共に当該奨学金の返還を支援することにより、若者の県内企業等への就職及び定着を促進し、もって将来における本県の産業を担う人材の活躍を支援するため、こうち奨学金返還支援基金（以下「基金」という。）を設置することとした。

## 2 主要な内容

- (1) 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とすること。（第2条第1項）
- (2) 基金の運用から生ずる収益は、全て基金に積み立てるものとすること。（第2条第2項）
- (3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこと。（第3条）
- (4) 知事は、基金の設置の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができること。（第4条）

## 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

## ◆高知県公立学校情報機器整備基金条例（高知県条例第5号）

## 1 条例制定の目的

県及び市町村が行う初等中等教育段階の公立学校における情報機器の整備に係る事業を円滑に実施するため、高知県公立学校情報機器整備基金（以下「基金」という。）を設置することとした。

## 2 主要な内容

- (1) 基金として積み立てる額は、公立学校情報機器整備事業費補助金として交付を受けたもののうち、一般会計歳入歳出予算で定める額とすること。（第2条第1項）
- (2) 基金の運用から生ずる収益は、全て基金に積み立てるものとすること。（第2条第2項）
- (3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこと。（第3条）
- (4) 知事は、基金の設置の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができること。（第4条）
- (5) この条例は、令和11年6月30日限り、その効力を失うものとし、基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。（附則第2項）

## 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

## ◆高知県議会委員会条例の一部を改正する条例（高知県条例第6号）

## 1 条例改正の目的

議会の公聴会に出席して意見を述べようとする者の申出を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるようにするとともに、議会の委員会の会議の概要等の記録を電磁的記録により行うことができるようにする等必要な改正をすることとした。

## 2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

## ◆高知県部設置条例の一部を改正する条例（高知県条例第7号）

## 1 条例改正の目的

社会経済情勢の変化による行政需要に即応した総合的かつ効率的な政策の推進を図るため、部の設置及び分掌事務の一部を変更する等の組織改編をすることとした。

## 2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

## ◆公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第8号）

## 1 条例改正の目的

特別の法律により設立された法人である地方税共同機構に職員を派遣することができるとするよう必要な改正をすることとした。

## 2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

## ◆知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び高知県税条例の一部を改正する条例（高知県条例第9号）

## 1 条例改正の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）の施行による地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の一部改正に伴い、関係条例について同法及び同令の引用規定の整理をすることとした。

## 2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

## ◆職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第10号）

## 1 条例改正の目的

国立大学法人法（平成15年法律第112号）の一部改正に伴い、同法の引用規定の整理をすることとした。

## 2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

## ◆高知県住民基本台帳法施行条例等の一部を改正する条例（高知県条例第11号）

## 1 条例改正の目的

情報通信技術の活用による行政手続に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行による住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部改正に伴い、県に設置する附票本人確認情報の保護に関する審議会を高知県個人情報保護審議会とすることするとともに、同法の引用規定の整理をすることとし、併せて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行による住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、関係条例についてこれらの法律の引用規定の整理等をすることとした。

## 2 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

## ◆高知県消防法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例（高知県条例第12号）

## 1 条例改正の目的

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正を考慮し、消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習、危険物取扱者試験及び消防設備士試験の実施に係る手数料、高圧ガス保安法（昭



和26年法律第204号)の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査の一部に係る手数料並びに銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る手数料の額の改定等を行うこととした。

## 2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和6年4月1日から施行することとした。

### ◆高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例(高知県条例第13号)

#### 1 条例改正の目的

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第8号)の施行による前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号)の一部改正に伴い、同令の引用規定の整理を行うとともに、同令の規定により厚生労働大臣が2年ごとに定める財政安定化基金拠出率が改定されることに伴い、県が高知県後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の額の算定に必要な当該財政安定化基金拠出率を標準として定める拠出率を改定することとし、併せて今後の高知県後期高齢者医療財政安定化基金の運営の見通しを考慮し、県が高知県後期高齢者医療広域連合から徴収し、その3倍に相当する額を当該基金に繰り入れなければならない財政安定化基金拠出金の額について、その算定に必要な財政安定化基金拠出率に係る令和6年度及び令和7年度における特例を定めることとした。

## 2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

### ◆高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例(高知県条例第14号)

#### 1 条例改正の目的

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第8号)の施行による国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号)の一部改正に伴い、同令の引用規定の整理を行うこととした。

## 2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

### ◆高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(高知県条例第15号)

#### 1 条例改正の目的

戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則等の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第160号)の施行により戦傷病者特別援護法施行規則(昭和38年厚生省令第46号)が一部改正されたことに伴い、同令の引用規定の整備を行うこととした。

## 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

### ◆高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例(高知県条例第16号)

#### 1 条例改正の目的

厚生労働大臣が3年ごとに定める財政安定化基金拠出率を規定する介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令(平成11年厚生省令第43号)が介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第13号)の施行により一部改正されることを考慮し、財政安定化基金拠出率を標準として定める市町村の拠出率を改めるとともに、これまでの高知県介護保険財政安定化基金の運営状況を考慮し、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により県が当該基金に繰り入れなければならない額の算定の基礎となる当該拠出率の特例を令和8年度まで延長することとした。

## 2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

### ◆高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(高知県条例第17号)

#### 1 条例改正の目的

健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設が当該経過措置の期限である令和6年3月31日をもって廃止されることに伴い、当該指定介護療養型医療施設の指定の更新の申請に対する審査に係る手数料を廃止することとした。

## 2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

### ◆高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び高知県指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(高知県条例第18号)

#### 1 条例改正の目的

その例によることとしている指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号)、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成20年厚生労働省令第107号)及び介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号)の一部改正により、指定介護老人福祉施設等があらかじめ定める協力医療機関の要件が新たに規定されること等を考慮し、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第16号)の引用規定の整理等を行うこととした。

## 2 施行期日

この条例中第1条及び第2条の規定は令和6年4月1日から、第3条の規定は同年6月1日から施行することとした。

### ◆高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(高知県条例第19号)

#### 1 条例改正の目的

児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)の施行による児童福祉法(昭和22年法律第164号)の一部改正に伴い、同法の引用規定の整理を行うこととした。

## 2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

### ◆高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(高知県条例第20号)

#### 1 条例改正の目的

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令(令和5年内閣府令第72号)の施行による児童福祉法施行規則(昭和

23年厚生省令第11号)の一部改正を考慮し、指定障害児通所支援事業者の指定等に係る申請者に関する基準について規定の整備をするとともに、その例によることとしている児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第16号)の一部改正により、医療型児童発達支援に関する基準が児童発達支援に関する基準に、福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センターに関する基準が児童発達支援センターに関する基準にそれぞれ一元化されること等を考慮し、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令(令和6年内閣府令第5号)の引用規定の整理等を行うこととした。

## 2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

### ◆高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(高知県条例第21号)

#### 1 条例改正の目的

その例によることとしている障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第174号)の一部改正により、利用者の意思決定の支援に配慮する基準及び就労選択支援に関する基準が追加されること等を考慮し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令(令和6年内閣府令第3号)の引用規定の整理をするとともに、その例によることとしている障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172号)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号)の一部改正により、地域移行支援を推進するための取組に関する規定が追加されること等を考慮し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第17号)の引用規定の整理等を行うこととした。

## 2 施行期日

この条例中第1条の規定は令和6年4月1日から、第2条の規定は規則で定める日から施行することとした。

### ◆高知県精神科病院における任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例(高知県条例第22号)

#### 1 条例改正の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第104号)の施行による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の一部改正に伴い、同法の引用規定の整理を行うこととした。

## 2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

### ◆高知県安心こども基金条例の一部を改正する条例(高知県条例第23号)

#### 1 条例改正の目的

子育て支援対策臨時特例交付金事業の実施に係る国の通知の一部改正により一部の事業について実施期限が延長される方針が示されたことに伴い、基金の設置期間を6年間延長することとした。

#### 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

### ◆高知県女性相談支援センター設置条例の一部を改正する条例(高知県条例第24号)

#### 1 条例改正の目的

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)の施行に伴い、同法に基づく女性自立支援施設を設置するとともに、高知県女性相談支援センターを同法に基づく女性相談支援センターとして位置付けることとし、併せて同法の施行による売春防止法(昭和31年法律第118号)の一部改正に伴い、同法に基づく婦人相談所としての同センターの役割を廃止することとした。

#### 2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

### ◆高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(高知県条例第25号)

#### 1 条例改正の目的

利用の要望のある製造加工機を新たに県民の利用に供することに伴い、計算単位当たりの使用料の上限額を改定することとした。

#### 2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

### ◆高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の一部を改正する条例(高知県条例第26号)

#### 1 条例改正の目的

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業の実施に係る国の通知が一部改正されるとともに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が追加して交付されたことに伴い、基金の設置期間を1年間延長する等必要な改正を行うこととした。

#### 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

### ◆高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(高知県条例第27号)

#### 1 条例改正の目的

知事の権限に属する事務のうち、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)に基づく事務を協議の調った市町村が処理することができるよう必要な改正を行うこととした。

#### 2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

### ◆高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例(高知県条例第28号)

#### 1 条例改正の目的

家畜保健衛生所の防疫機能の強化及び更なる畜産振興を図るため、家畜保健衛生所を再編することに伴い、高知県西部家畜保健衛生所の位置の変更を行うこととした。

#### 2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

◆高知県漁港管理条例及び高知県漁港区域内における行為の規制に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第29号）

1 条例改正の目的

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和5年法律第34号）の施行による漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）の一部改正を考慮し、同法の規定に基づき漁港施設等活用事業の実施に関する計画の認定を受けた者のうち一定の要件を満たす者から占用料等を新たに徴収することとするとともに、関係条例について同法の引用規定の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

◆高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第30号）

1 条例改正の目的

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の一部改正に伴い、同法の引用規定の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

◆高知県建築基準法施行条例及び高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第31号）

1 条例改正の目的

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）の施行による建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（令和5年国土交通省令第75号）の施行による建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）の一部改正に伴い、建築物の主要構造部に係る規定の整備をすることともに、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及び同令の引用規定の整理をすることとし、併せて地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）の施行による建築基準法の一部改正により新たに建築副主事を特定行政庁に置くことができることとされること等に伴い、同法及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）の規定に基づく建築主事に提出すべき書類の受理及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の規定に基づく建築物に関する手数料相当額の手数料に係る規定の整備をすることとした。

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

◆高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（高知県条例第32号）

1 条例改正の目的

県の管理に属する港湾施設のうち高知港のリーチスタッカを新たに買い入れたことに伴い、当該施設の使用料の額を改定することとした。

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

◆高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第33号）

1 条例改正の目的

地方警察官の定員の基準を定めた警察法施行令（昭和29年政令第151号）が一部改正

されることに伴い、令和6年度における警察官の階級別定員の特例を定めることとした。

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

◆高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第34号）

1 条例改正の目的

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う警察庁関係政令等の整備に関する政令（令和5年政令第315号）の施行による地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正を考慮し、警備業法（昭和47年法律第117号）の規定に基づく警備業の認定証の再交付及び書換えに係る手数料、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）の規定に基づく探偵業の届出があったことを証する書面の交付等に係る手数料並びに自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の規定に基づく自動車運転代行業の認定証の再交付及び書換えに係る手数料を廃止する等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

◆高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例を廃止する条例（高知県条例第35号）

1 条例の廃止

その目的を達成した高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例を廃止することとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。



-----  
 条 例  
 -----

情報通信技術を活用した高知県議会の活動の推進に関する条例をここに公布する。  
 令和6年3月26日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第1号**

**情報通信技術を活用した高知県議会の活動の推進に関する条例**

(目的)

**第1条** この条例は、情報通信技術を活用した高知県議会（以下「議会」という。）の活動の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、議会運営の合理化、多様な住民が議会に関わる機会の拡大等を図り、もって住民自治の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 条例（地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定に基づき制定するものをいい、高知県議会委員会条例（昭和38年高知県条例第16号）を除く。）及び議会又は議会の議長（以下「議長」という。）が定める規程（議長が別に定める規程を除く。）をいう。
- (2) 議会等 議会、議長、議会の議員（第4条第3項において「議員」という。）又は議会の事務局の職員であって条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたものをいう。
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき議会等に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき議会等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき議会等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 条例等の規定に基づき議会等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

**第3条** 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわら

ず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該議会等に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。
- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において高知県収入証紙による収入の方法をもってすることその他の手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって議長が定めるものをもってすることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当であると認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

- 第4条** 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
- 2 前項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
  - 3 第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（議員に対する処分通知等であって議長が定めるものにあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録に記録されている事項を議長が定める方法により表示したものの閲覧若しくは当該事項についてその使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該通知を受ける者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当であると認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。
- （電磁的記録による縦覧等）
- 第5条** 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。
- 2 前項の規定に基づき電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。
- （電磁的記録による作成等）
- 第6条** 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。
- 2 前項の規定に基づき電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。
- （適用除外）
- 第7条** 次の各号に掲げる手続等については、当該各号に掲げる規定は、適用しない。
- （1）手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして議長が定めるもの 第3条から前条までの規定
- （2）申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項又は第4条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 第3条及び第4条の規定
- （3）縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の条例等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 第5条及び前条の規定

（添付書面等の省略）

**第8条** 申請等をする者に係る住民票の写しその他の議長が定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、議会等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した措置であって当該書面等の区分に応じ議長が定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

（委任）

**第9条** この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

障害のある人もない人も共に安心して豊かに暮らせる高知県づくり条例をここに公布する。

令和6年3月26日

高知県知事 濱田 省司

#### 高知県条例第2号

#### 障害のある人もない人も共に安心して豊かに暮らせる高知県づくり条例

#### 目次

#### 前文

第1章 総則（第1条―第8条）

第2章 障害を理由とする差別の禁止（第9条―第11条）

第3章 障害を理由とする差別を解消するための体制

第1節 相談体制（第12条・第13条）

第2節 紛争解決を図るための体制（第14条―第19条）

第4章 共生社会の実現に向けた施策（第20条―第25条）

第5章 雑則（第26条）

#### 附則

全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現は、私たち高知県民の願いである。

しかしながら、今なお、障害のある人が、日常生活や社会生活の様々な場面において、障害を理由とする差別を受けたり、障害のない人を前提として作られた事物、制度、慣行、観念などの社会的障壁によって暮らしにくさを感じている状況がある。

県民一人ひとりが、障害のある人の日常生活や社会生活の不便さや困難さに気付き、その解消に努めることは、障害のある人のみならず、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりにつながる。

このような認識の下に、全ての県民が障害を理由とする差別の解消を共に解決すべき社会全体の課題であると捉え、障害や障害のある人に対する理解を深めるとともに、差別を解消し、社会的障壁を取り除くための取組を一層進めていく必要がある。

ここに、障害者の権利に関する条約、障害者基本法及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、障害を理由とする差別の解消により、障害の有無によって分け隔てられることなく、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として



尊重され、全ての県民が安心して豊かに暮らせる共生社会の実現に向けて、県、市町村、県民、事業者その他の関係機関が一体となって取り組むことを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進についての基本理念を定め、県の責務、県民及び事業者の役割等を明らかにするとともに、障害及び障害のある人に対する理解の醸成その他障害を理由とする差別の解消の推進に関し県が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を図り、全ての県民が相互に人格及び個性を尊重し、障害の有無にかかわらず安心して豊かに暮らせる共生社会（以下「共生社会」という。）を実現することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において使用する用語の意義は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）において使用する用語の例による。

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害を理由とする差別 障害のある人に対し、障害を理由として不当な差別的取扱いをすること又は社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮を提供しないことをいう。
- (2) 不当な差別的取扱い 障害のある人に対し、正当な理由なく、障害又は障害に係る事由を理由として、財、サービス若しくは機会の提供を拒否し、若しくは制限し、又は当該提供に当たって条件を付することにより、障害のある人の権利利益を侵害することをいう。
- (3) 合理的な配慮 障害のある人（当該障害のある人が意思の表明を行うことが困難である場合にあつては、当該障害のある人の家族等を含む。第10条第2項において同じ。）から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合であつて、その実施に伴う負担が過重でないときにおいて、当該障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、その年齢、性別及び障害の状態に応じた社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ適当な現状の変更又は調整をいう。

(基本理念)

**第3条** 障害を理由とする差別の解消及び共生社会の実現のための施策は、障害の有無にかかわらず、全ての県民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されることを前提としつつ、次に掲げる事項を基本理念として、県、市町村、県民及び事業者が一体となって行わなければならない。

- (1) 全ての障害のある人は、社会を構成する一員として、生涯にわたって社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (2) 全ての障害のある人が、どこで誰と生活するかについての選択の機会が保障され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- (3) 全ての障害のある人は、可能な限り、言語（手話を含む。）、要約筆記、点字、拡大文字、読み上げ、分かりやすい表現その他障害特性に応じた意思疎通のための手段について選択の機会が確保されるとともに、情報の取得及び利用のための手段について選択の機会の拡大が図られること。
- (4) 障害を理由とする差別及び社会的障壁に係る問題は、全ての県民の問題として認識され、障害及び障害のある人に対する理解を深める必要があること。
- (5) 全ての障害のある人は、その年齢、性別等の複合的な原因により特に困難な状況

に置かれる場合においては、その状況に応じた適切な配慮がなされること。

(県の責務)

**第4条** 県は、基本理念（前条に規定する基本理念をいう。以下同じ。）にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進及び共生社会の実現に向けた施策を策定し、実施する責務を有する。

(国、市町村等との連携)

**第5条** 県は、障害を理由とする差別の解消の推進及び共生社会の実現に向けた施策の実施に当たっては、国、市町村、県民及び事業者と連携を図るものとする。

2 県は、市町村が障害を理由とする差別の解消の推進及び共生社会の実現に向けた施策を実施しようとするときは、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

(県民の役割)

**第6条** 県民は、基本理念にのっとり、障害及び障害のある人に対する理解を深めるとともに、県又は市町村が実施する障害を理由とする差別の解消の推進及び共生社会の実現に向けた施策に協力するものとする。

(事業者の役割)

**第7条** 事業者は、基本理念にのっとり、県又は市町村が実施する障害を理由とする差別の解消の推進及び共生社会の実現に向けた施策に協力するものとする。

2 事業者は、その事業を行うに当たっては、基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関し、障害及び障害のある人に対する理解を深めるための研修その他の取組を行うよう努めるものとする。

(財政上の措置)

**第8条** 県は、障害を理由とする差別の解消の推進及び共生社会の実現に向けた施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第2章 障害を理由とする差別の禁止

(不当な差別的取扱いの禁止)

**第9条** 何人も、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(合理的な配慮の提供)

**第10条** 行政機関等及び事業者は、事務又は事業を行うに当たり、障害のある人に対して、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮を提供しなければならない。

2 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施に伴う負担が過重であるため合理的な配慮を提供することができないときは、当該障害のある人に対し、その理由を説明するものとし、理解を得るよう努めなければならない。

(不当な差別的取扱い等の事例の分析及び公表)

**第11条** 県は、不当な差別的取扱いの禁止及び合理的な配慮の提供に資するため、収集した不当な差別的取扱い及び合理的な配慮の提供に係る事例を分析し、その結果を公表するものとする。

## 第3章 障害を理由とする差別を解消するための体制

### 第1節 相談体制

(相談)

**第12条** 何人も、県に対し、障害を理由とする差別に関する相談（以下「相談」という。）をすることができる。

2 県は、相談の申し出があつたときは、次に掲げる対応をするものとする。

- (1) 相談に応じ、必要な助言又は情報提供を行うこと。
- (2) 相談に係る当事者間の必要な調整を行うこと。

3 県は、市町村その他の相談機関が応じる相談に対して、情報の提供その他必要な援助

を行うものとする。

(相談員)

**第13条** 知事は、前条第2項の規定による相談への対応並びに障害及び障害のある人に対する県民及び事業者の理解を深めるための業務を行わせるため、相談員を置くことができる。

2 相談員は、障害を理由とする差別の解消に関する識見を有する者のうちから知事が任命する。

3 相談員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

#### 第2節 紛争解決を図るための体制

(あっせん)

**第14条** 障害のある人又はその家族等（当該障害のある人を支援する者を含む。以下同じ。）は、第9条又は第10条第1項の規定に違反する取扱い（次条第2項において「あっせん申立てに係る取扱い」という。）を受けたと認める場合において、第12条第1項の規定に基づく相談を行い、同条第2項の規定による県の対応によってもその解決が見込めないときは、当該相談内容の解決を図るため、知事に対し、あっせんの申立てをすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、あっせんの申立てをすることができない。

(1) 行政庁の処分又は職員の職務の執行に関する場合であって、他の法令等に基づく不服申立て又は苦情申立て等を行うことができるとき。

(2) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する差別の禁止に該当するとき。

(3) 同一の事案について、前項の規定に基づくあっせんの申立てをしたことがあるとき。

(4) 障害のある人の家族等があっせんの申立てをする場合において、当該あっせんの申立てをすることが当該障害のある人の意に反すると知事が認めるとき。

**第15条** 知事は、前条第1項の規定に基づくあっせんの申立てがあったときは、当該申立てに係る事案（以下「事案」という。）について必要な調査を行うものとする。

2 事案の当事者（前条第1項の規定に基づきあっせんの申立てをした者（当該申立てをした者が障害のある人の家族等である場合は、あっせん申立てに係る取扱いを受けたとされる障害のある人を含む。次条において同じ。）及びあっせん申立てに係る取扱いを行ったとされる行政機関等又は事業者をいう。以下同じ。）その他関係者は、正当な理由がある場合を除き、前項の調査に協力しなければならない。

**第16条** 知事は、前条第1項の調査の結果に基づき、事案の解決のために必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第19条第1項に規定する高知県障害を理由とする差別の解消のための調整委員会（同項を除き、以下「調整委員会」という。）にあっせんに付託するものとする。

(1) 事案について、第14条第1項の規定に基づきあっせんの申立てをした者が自ら当該申立てを取り下げ的意思を示した場合等あっせんの必要がないと知事が認めるとき。

(2) 事案について、国又は他の地方公共団体が現に当該事案の防止又は解決を図っている場合等あっせんを行うことが適当でないと知事が認めるとき。

2 調整委員会は、事案の解決のために必要があると認めるときは、当該事案の当事者その他関係者に対して、必要な調査をすることができる。

3 事案の当事者その他関係者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく調査に協力しなければならない。

4 調整委員会は、事案の解決のため必要なあっせん案を作成し、これを当事者に提示するものとする。

5 あっせんは、次の各号のいずれかに該当したときは、終了する。

(1) 第1項の規定によりあっせんの付託がされた後、事案について、第14条第1項の規定に基づきあっせんの申立てをした者が自ら当該申立てを取り下げる意思を示した場合等あっせんの必要ないと調整委員会が認めたとき。

(2) あっせんにより事案が解決したとき又はあっせん案の提示をしたとき。

(3) あっせんによっては事案の解決の見込みがないと調整委員会が認めたとき。

6 調整委員会は、前項の規定によりあっせんに終了したときは、当事者にその旨を通知するとともに、知事に対し、第1項の規定により付託されたあっせんの結果を報告するものとする。

(勧告)

**第17条** 調整委員会は、知事に対し、次の各号のいずれかに該当する者に対して障害を理由とする差別の解消に必要な措置を講ずべきことを勧告するよう求めることができる。

(1) 正当な理由なく前条第2項の規定に基づく調査を拒んだ者

(2) 前条第2項の規定に基づく調査に対し、虚偽の資料を提出し、又は虚偽の説明を行った者

(3) 前条第4項の規定によりあっせん案を提示した場合において、正当な理由なく、当該あっせん案を受諾せず、又は受諾した当該あっせん案に従わない者

2 知事は、前項の規定に基づく勧告の求めがあった場合において、必要があると認めるときは、障害を理由とする差別の解消に必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(公表)

**第18条** 知事は、前条第2項の規定に基づく勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定に基づく公表をしようとする場合は、あらかじめ当該勧告を受けた者に対してその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(高知県障害を理由とする差別の解消のための調整委員会)

**第19条** 事案の解決のための助言又はあっせんについて調査審議を行わせるため、高知県障害を理由とする差別の解消のための調整委員会を設置する。

2 調整委員会は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

(1) 障害のある人

(2) 障害のある人の家族

(3) 障害を理由とする差別の解消に関し学識経験を有する者

(4) 障害福祉に関する事業に従事する者

(5) 事業者又は事業者により構成される団体の役職員

(6) 関係行政機関の職員

(7) 前各号に掲げる者のほか、知事が適当であると認める者

4 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 前各項に定めるもののほか、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第4章 共生社会の実現に向けた施策

(普及啓発)

第20条 県は、障害及び障害のある人に対する県民及び事業者の関心及び理解を深めるための知識の普及、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(教育における理解の促進等)

第21条 県は、市町村と連携し、障害の有無にかかわらず、幼児、児童及び生徒が可能な限り共に教育を受けられるようにするために必要な施策を積極的に推進するとともに、障害及び障害のある人に対する理解並びに社会的障壁の除去の重要性に対する理解を深めるための教育を推進するものとする。

(文化芸術活動等への参加機会の充実)

第22条 県は、障害の有無にかかわらず、誰もが地域において豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通して、多様な学びの場、スポーツ、レクリエーション、文化芸術活動等様々な機会に親しむことができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(雇用及び就労の促進)

第23条 県は、障害のある人の職業選択の自由を尊重しつつ、障害のある人がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、障害のある人の多様な雇用及び就労の機会の拡大のために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、関係機関と連携し、障害のある人の雇用及び就労に関する事業者の理解を深めるとともに、障害のある人の雇用及び就労を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(意思疎通及び情報取得等の保障の推進)

第24条 県は、障害のある人が必要とする情報を十分に取得し、利用し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、手話、筆談、点字、拡大文字、読み上げ、分かりやすい表現その他障害特性に応じた意思疎通及び情報取得等の方法の普及に関し必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、関係機関と連携し、障害のある人の意思疎通及び情報取得等を支援する者の養成、確保及び技術の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、障害のある人が必要な情報を円滑に取得し、利用することができるよう、情報通信技術の活用機会の拡大等による情報発信及び情報取得の保障の充実を図る施策を講ずるものとする。

(人材の育成及び確保)

第25条 県は、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図るため、専門的な知識及び技能を有する人材の育成及び確保に努めるものとする。

第5章 雑則

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

高知県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準をここに公布する。  
令和6年3月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第3号

高知県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第65条第1項の規定により、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第12条第1項に規定する女性自立支援施設(以下「女性自立支援施設」という。)の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、法及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律並びに女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準(令和5年厚生労働省令第36号。次条において「基準省令」という。)において使用する用語の例による。

(女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準)

第3条 法第65条第1項の条例で定める女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、基準省令で定める基準の例による。この場合において、基準省令第5条第1項中「非常災害に関する具体的計画(第十六条第四項において「非常災害計画」という。)を策定しなければならない」とあるのは「知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震(高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例(平成20年高知県条例第4号)第2条第1号に規定する南海トラフ地震をいう。)その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しなければならない」と、同条第2項中「定期的に」とあるのは「前項の防災対策マニュアルの概要を当該女性自立支援施設の見やすい場所に掲示するとともに、定期的に」とする。

(県内産農林水産物等の使用)

第4条 女性自立支援施設は、入所者に対する食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物(以下この条において「県内産農林水産物」という。)及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。

(暴力団の排除)

第5条 女性自立支援施設の設置者、施設長その他当該女性自立支援施設の業務を統括する者(当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)(次項において「設置者等」という。)は、暴力団員等(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。)であってはならない。

2 女性自立支援施設の設置者等は、暴力団(高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。次項において同じ。)又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してはならない。

3 女性自立支援施設の運営に当たっては、暴力団若しくは暴力団員等を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員等を運営に関与させてはならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
(高知県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止)  
2 高知県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和3年高知県条例



第25号)は、廃止する。

~~~~~  
こうち奨学金返還支援基金条例をここに公布する。

令和6年3月26日

高知県知事 濱田 省司

#### 高知県条例第4号

##### こうち奨学金返還支援基金条例

(設置)

**第1条** 大学等の在学中に奨学金の貸与を受け、当該大学等を卒業後県内において就業している者に対し、県内企業等と共に当該奨学金の返還を支援することにより、若者の県内企業等への就職及び定着を促進し、もって将来における本県の産業を担う人材の活躍を支援するため、こうち奨学金返還支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

**第2条** 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

2 基金の運用から生ずる収益は、全て基金に積み立てるものとする。

(管理)

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(処分)

**第4条** 知事は、第1条の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができる。

(委任)

**第5条** この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

##### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~  
高知県公立学校情報機器整備基金条例をここに公布する。

令和6年3月26日

高知県知事 濱田 省司

#### 高知県条例第5号

##### 高知県公立学校情報機器整備基金条例

(設置)

**第1条** 県及び市町村（市町村の組合を含む。）が行う初等中等教育段階の公立学校における情報機器の整備に係る事業を円滑に実施するため、高知県公立学校情報機器整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

**第2条** 基金として積み立てる額は、公立学校情報機器整備事業費補助金として交付を受けたもののうち、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

2 基金の運用から生ずる収益は、全て基金に積み立てるものとする。

(管理)

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(処分)

**第4条** 知事は、第1条の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができる。

(委任)

**第5条** この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

##### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効等)

2 この条例は、令和11年6月30日限り、その効力を失う。基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

~~~~~  
高知県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

高知県知事 濱田 省司

#### 高知県条例第6号

##### 高知県議会委員会条例の一部を改正する条例

高知県議会委員会条例（昭和38年高知県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第16条及び第17条を次のように改める。

(委員会の公開の原則)

**第16条** 委員会は、これを公開する。ただし、その議決により秘密会とすることができる。

**第17条** 削除

第20条に次の1項を加える。

3 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

第22条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第26条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第26条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第27条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

##### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

高知県設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

高知県知事 濱田 省司

### 高知県条例第 7 号

#### 高知県設置条例の一部を改正する条例

高知県設置条例（昭和31年高知県条例第41号）の一部を次のように改正する。

本則中「総務部、」を「総合企画部、総務部、」に、「文化生生活スポーツ部」を「文化生生活部」に改め、「中山間振興・交通部」を削り、「観光振興部」を「観光振興スポーツ部」に改め、本則第 7 号を削り、本則第 6 号を本則第 7 号とし、本則第 5 号中「文化生生活スポーツ部」を「文化生生活部」に改め、同号オを削り、同号カを同号オとし、同号を本則第 6 号とし、本則第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、本則第 1 号中アを削り、イをアとし、ウを削り、エをイとし、オをウとし、カをエとし、キ及びクを削り、同号を本則第 2 号とし、本則に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 総合企画部

- ア 県行政の総合的な企画及び調整に関する事項
- イ 人口減少対策及び中山間対策の総合的な企画及び調整に関する事項
- ウ 広報広聴に関する事項
- エ デジタル化の推進に関する事項
- オ 公共交通その他運輸に関する事項
- カ その他他部の主管に属しない事項

本則第 9 号を次のように改める。

(9) 観光振興スポーツ部

- ア 観光に関する事項
- イ スポーツ振興に関する事項

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。  
(高知県犯罪被害者等支援条例の一部改正)
- 2 高知県犯罪被害者等支援条例（令和 2 年高知県条例第 3 号）の一部を次のように改正する。  
第 22 条第 12 項中「高知県文化生生活スポーツ部」を「高知県文化生生活部」に改める。  
(高知県公立大学法人に係る評価委員会等に関する条例の一部改正)
- 3 高知県公立大学法人に係る評価委員会等に関する条例（平成 20 年高知県条例第 46 号）の一部を次のように改正する。  
第 7 条中「高知県文化生生活スポーツ部」を「高知県文化生生活部」に改める。  
(高知県スポーツ振興県民会議条例の一部改正)
- 4 高知県スポーツ振興県民会議条例（昭和 37 年高知県条例第 12 号）の一部を次のように改正する。  
第 10 条中「高知県文化生生活スポーツ部」を「高知県観光振興スポーツ部」に改める。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

高知県知事 濱田 省司

### 高知県条例第 8 号

#### 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 13 年高知県条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号に次のように加える。

ク 地方税共同機構

#### 附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び高知県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

高知県知事 濱田 省司

### 高知県条例第 9 号

#### 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び高知県税条例の一部を改正する条例

(知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第 1 条 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 2 年高知県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 173 条第 1 項第 1 号」を「第 173 条の 4 第 1 項第 1 号」に改め、同条第 2 号中「第 173 条第 1 項第 2 号」を「第 173 条の 4 第 1 項第 2 号」に改める。

(高知県税条例の一部改正)

第 2 条 高知県税条例（昭和 33 年高知県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 1 項中「地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条の 2 第 1 項の規定により」を「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき」に改める。

第 32 条第 4 項中「（昭和 22 年法律第 67 号）」を削る。

#### 附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

高知県知事 濱田 省司

### 高知県条例第 10 号

#### 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和 28 年高知県条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

附則第 11 項中「第 35 条」を「第 35 条の 2」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

高知県住民基本台帳法施行条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

高知県知事 濱田 省司

### 高知県条例第11号

#### 高知県住民基本台帳法施行条例等の一部を改正する条例

(高知県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

**第1条** 高知県住民基本台帳法施行条例(平成14年高知県条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第30条の8」を「第30条の6第4項」に改める。

第4条の見出しを「(本人確認情報及び附票本人確認情報の保護に関する審議会)」に改め、同条中「本人確認情報の保護に関する審議会は」を「本人確認情報の保護に関する審議会及び附票本人確認情報の保護に関する審議会(法第30条の44の12の規定により読み替えて準用する法第30条の40第1項に規定する法第30条の41第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会をいう。)」に改める。

附則第2項中「第30条の8」を「第30条の6第4項」に改める。

**第2条** 高知県住民基本台帳法施行条例の一部を次のように改正する。

第4条中「第30条の44の12」を「第30条の44の13」に改める。

(高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例の一部改正)

**第3条** 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例(平成27年高知県条例第69号)の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

(7) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(8) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第4項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

別表第2の(5)の項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「主務省令で定める特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

(高知県個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

**第4条** 高知県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年高知県条例第34号)の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「本人確認情報の保護に関する事項」を「本人確認情報の保護に関する事項及び附票本人確認情報の保護に関する事項(同法第30条の44の12の規定により読み替えて準用する同法第30条の40第2項の同法第30条の41第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項をいう。)」に改める。

**第5条** 高知県個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「第30条の44の12」を「第30条の44の13」に改める。

#### 附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行す

る。

(1) 第1条及び第4条の規定 規則で定める日

(2) 第2条、第3条及び第5条の規定 規則で定める日

高知県消防法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

高知県知事 濱田 省司

### 高知県条例第12号

#### 高知県消防法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(高知県消防法関係手数料徴収条例の一部改正)

**第1条** 高知県消防法関係手数料徴収条例(平成12年高知県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条の表10の項中「4,700円」を「5,300円」に改める。

第3条第1項第1号中「6,600円」を「7,200円」に改め、同項第2号中「4,600円」を「5,300円」に改め、同項第3号中「3,700円」を「4,200円」に改める。

第6条第1項第1号中「5,700円」を「6,600円」に改め、同項第2号中「3,800円」を「4,400円」に改める。

(高知県高圧ガス保安法関係手数料徴収条例の一部改正)

**第2条** 高知県高圧ガス保安法関係手数料徴収条例(平成12年高知県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の表1の項イに掲げる者であって、当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第49号)第37条の4第1項の許可を受けたものが法第5条第1項の許可を受けようとするときは、1件につき6,000円の手数料を県に納付しなければならない。

第3条の表1の項中「前条の表の1の項」を「前条第1項の表1の項」に改め、「(昭和42年法律第149号)」を削り、同表3の項中「前条の表の2の項」を「前条第1項の表2の項」に改め、同表4の項中「前条の表の4の項」を「前条第1項の表4の項」に改める。

(高知県警察手数料徴収条例の一部改正)

**第3条** 高知県警察手数料徴収条例(平成12年高知県条例第32号)の一部を次のように改正する。

第10条の表6の項中「12,700円」を「14,000円」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条及び次項の規定は、同年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定の施行後において同条の規定による改正前の高知県消防法関係手数料徴収条例の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。

3 第2条又は第3条の規定の施行後において第2条の規定による改正前の高知県高圧ガス保安法関係手数料徴収条例又は第3条の規定による改正前の高知県警察手数料徴収条例の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。



高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和6年3月26日

高知県知事 濱田 省司

#### 高知県条例第13号

##### 高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年高知県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「10万分の38」を「10万分の41」に改める。

第3条第1項中「法第116条第2項第1号」を「同条第2項第1号」に改める。

附則第2項中「附則第16条」を「附則第15条」に改め、附則に次の1項を加える。

（令和6年度及び令和7年度の拠出率の特例）

5 令和6年度及び令和7年度においては、第2条の拠出率は、10万分の30とする。

##### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和6年3月26日

高知県知事 濱田 省司

#### 高知県条例第14号

##### 高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例

高知県国民健康保険法施行条例（平成29年高知県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第11条中「算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第12条中「算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第6項の」を「算定政令第9条第6項の」に、「算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第6項第1号」を「同項第1号」に改める。

第15条中「算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第16条中「算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第10条第4項の」を「算定政令第10条第4項の」に、「算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第10条第4項第1号」を「同項第1号」に改める。

##### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和6年3月26日

高知県知事 濱田 省司

#### 高知県条例第15号

##### 高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

高知県住民基本台帳法施行条例（平成14年高知県条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1の11の項中「戦傷病者の死亡の届出」を「戦傷病者手帳の返還」に改める。

##### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和6年3月26日

高知県知事 濱田 省司

#### 高知県条例第16号

##### 高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

高知県介護保険財政安定化基金条例（平成12年高知県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「10万分の36」を「10万分の32」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

##### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和6年3月26日

高知県知事 濱田 省司

#### 高知県条例第17号

##### 高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

高知県介護保険法関係手数料徴収条例（平成18年高知県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「若しくは第86条の2第1項又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなお効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第107条の2第1項」を「又は第86条の2第1項」に、「若しくは指定介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設」を「又は指定介護老人福祉施設」に改める。

##### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び高知県指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

高知県知事 濱田 省司

#### 高知県条例第18号

##### 高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び高知県指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

（高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「令和3年厚生労働省令第9号」を「令和6年厚生労働省令第16号」に、「令和3年改正省令」を「令和6年改正省令」に、「第12条」を「第13条」に改め、同条第2項中「令和3年改正省令第7条」を「令和6年改正省令第9条」に改め、同条第3項中「令和3年改正省令第11条」を「令和6年改正省令第12条」に改める。

（高知県指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

**第2条** 高知県指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例（令和3年高知県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第110条第1項及び第2項」を削る。

第2条第9号及び第3条第7号を削る。

第4条第1項中「令和3年厚生労働省令第9号」を「令和6年厚生労働省令第16号」に、「令和3年改正省令」を「令和6年改正省令」に、「第139条の2第2項」を「第139条の3第2項」に改め、同条第2項中「令和3年改正省令第4条」を「令和6年改正省令第5条」に改め、同条第3項中「令和3年改正省令第8条」を「令和6年改正省令第10条」に改め、同条第4項中「令和3年改正省令第9条」を「令和6年改正省令第11条」に改め、同条第5項中「令和3年改正省令第13条」を「令和6年改正省令第14条」に改め、同条第6項を削る。

第5条第6号並びに第6条第1項第6号及び第3項第6号を削る。

**第3条** 高知県指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第1条」を「第2条」に改め、同条第2項中「第5条」を「第6条」に改める。

**附 則**

この条例中第1条及び第2条の規定は令和6年4月1日から、第3条の規定は同年6月1日から施行する。



高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第19号**

**高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成11年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「同条第7項」を「同条第6項」に改める。

**附 則**

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第20号**

**高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例**

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和5年厚生労働省令第48号）を「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第5号）」に、「令和5年改正省令」を「令和6年改正府令」に、「第47条」を「第1条」に改め、同条第2項中「令和5年改正省令第48条」を「令和6年改正府令第3条」に改め、同条第3項中「令和5年改正省令第3条」を「令和6年改正府令第2条」に改める。

第5条第1項第1号中「、指定医療型児童発達支援事業者」を削る。

第6条第4項中「、福祉型児童発達支援センター若しくは医療型児童発達支援センター」を「若しくは児童発達支援センター」に改める。

第7条第1号中「又は指定医療型児童発達支援事業者（医療型児童発達支援センターである指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援の事業を行う者に限る。）」を削る。

第8条第1項第1号中「、指定医療型児童発達支援事業所」を削る。

第9条第2項ただし書及び第4項中「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に改める。

**附 則**

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第21号**

**高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例**

**第1条** 高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年高知県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和5年厚生労働省令第48号。以下この条において「令和5年改正省令」という。）第34条」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を

内閣府令第3号。第3項において「令和6年改正命令」と厚生労働省

いう。）第2条」に改め、同条第2項中「令和5年改正省令第35条」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第17

号。第6項において「令和6年改正省令」という。)第2条に改め、同条第3項中「令和5年改正省令第36条」を「令和6年改正命令第4条」に改め、同条第6項中「令和5年改正省令第39条」を「令和6年改正省令第3条」に改める。

第5条第1項第1号及び第7条第1号中「基準該当自立訓練(機能訓練)事業者」を「基準該当自立訓練(機能訓練)事業者、病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業者」に改める。

第8条第1項第1号中「指定自立訓練(生活訓練)事業所」を「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所」に改める。

**第2条** 高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第2条」を「第3条」に改め、同条第3項中「第4条」を「第5条」に改める。

第5条第1項第1号中「基準該当自立訓練(生活訓練)事業者」を「基準該当自立訓練(生活訓練)事業者、指定就労選択支援事業者」に改め、同項第2号中「自立訓練(生活訓練)事業者」を「自立訓練(生活訓練)事業者、就労選択支援事業者」に改める。

第7条第1号中「基準該当自立訓練(生活訓練)事業者」を「基準該当自立訓練(生活訓練)事業者、指定就労選択支援事業者」に改め、同条第3号中「自立訓練(生活訓練)事業者」を「自立訓練(生活訓練)事業者、就労選択支援事業者」に改める。

第8条第1項第1号中「指定就労移行支援事業所」を「指定就労選択支援事業所、指定就労移行支援事業所」に改め、同項第3号中「自立訓練(生活訓練)」を「自立訓練(生活訓練)、就労選択支援」に改める。

**附 則**

この条例中第1条の規定は令和6年4月1日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。



高知県精神科病院における任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第22号**

**高知県精神科病院における任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例**

高知県精神科病院における任意入院者の症状等の報告に関する条例(平成18年高知県条例第48号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第38条の2第3項」を「第38条の2第2項」に改める。

第2条中「第38条の7第1項、第2項又は第4項」を「第38条の7第1項、第2項若しくは第4項又は第40条の6第1項若しくは第3項」に、「同条第1項」を「法第38条の7第1項若しくは第40条の6第1項」に改める。

**附 則**

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



高知県安心子ども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第23号**

**高知県安心子ども基金条例の一部を改正する条例**

高知県安心子ども基金条例(平成21年高知県条例第14号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和6年6月30日」を「令和12年6月30日」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。



高知県女性相談支援センター設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第24号**

**高知県女性相談支援センター設置条例の一部を改正する条例**

高知県女性相談支援センター設置条例(昭和32年高知県条例第18号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

**高知県女性相談支援センター及び高知県女性自立支援施設設置条例**

第1条第1項中「指導及び」を削り、「という。)」を「という。）」及び高知県女性自立支援施設」に改め、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条に次の2項を加える。

3 センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第9条第1項に規定する女性相談支援センターとする。

4 高知県女性自立支援施設は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条第1項に規定する女性自立支援施設とする。

第2条中「について」を「に関し」に、「知事が」を「知事が別に」に改める。

**附 則**

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第25号**

**高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例(平成7年高知県条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「6,390円」を「12,390円」に改める。

**附 則**

この条例は、令和6年4月1日から施行する。





高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第26号

高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の一部を改正する条例

高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例（令和3年高知県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「令和4年度」を「令和5年度」に改める。

附則第2項中「令和10年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第27号

高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

高知県の事務処理の特例に関する条例（平成12年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| <p>34 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下この項において「法」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下この項において「政令」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）に基づく事務のうち、自立支援医療費（政令第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。）に係る法第53条第1項の規定による支給認定の申請、法第56条第1項の規定による支給認定の変更の申請及び政令第32条第1項の規定による申請内容の変更の届出に伴う所得の状況に関する事項その他負担上限月額（政令第35条に規定する負担上限月額をいう。）の算定のために必要な事項の確認</p> | <p>各市町村、中芸広域連合</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|

|                                                                                                                            |                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| <p>34 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下この項において「法」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下この項にお</p> | <p>各市町村、中芸広域連合</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|

いて「政令」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）に基づく事務のうち、自立支援医療費（政令第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。）に係る法第53条第1項の規定による支給認定の申請、法第56条第1項の規定による支給認定の変更の申請及び政令第32条第1項の規定による申請内容の変更の届出に伴う所得の状況に関する事項その他負担上限月額（政令第35条に規定する負担上限月額をいう。）の算定のために必要な事項の確認

35 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務  
ア 法第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可（当該農用地利用集積等促進計画に定められた同条第2項第1号ロ又は第2号ロに規定する土地が同条第5項第6号イ又はロに掲げる土地のいずれかに該当する場合に係るものを除く。）並びに当該認可に係る法第18条第7項の規定による関係農業委員会への通知及び公告

高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、香南市、香美市、東洋町、北川村、大豊町、大川村、いの町、仁淀川町、越知町、日高村、津野町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町、檮原町

イ 法第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可（当該農用地利用集積等促進計画に定められた同条第2項第1号ロ又は第2号ロに規定する土地が同条第5項第6号イに掲げる土地（24の項カに掲げる事務に係る土地を除く。）又はロに掲げる土地のいずれかに該当する場合に係るものを除く。）並びに当該認可に係る法第18条第7項の規定による関係農業委員会への通知及び公告

に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。（経過措置）
- この条例の施行の際この条例による改正後の高知県の事務処理の特例に関する条例第2条の表35の項の左欄に掲げる事務に係る農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に同法の規

定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表35の項の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同法の規定の適用については、当該市町村の長がした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。



高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第28号**

**高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例**

高知県家畜保健衛生所条例（昭和25年高知県条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「  
四万十市  
」

を

「  
高岡郡四万十町  
」

に改める。

**附 則**

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



高知県漁港管理条例及び高知県漁港区域内における行為の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第29号**

**高知県漁港管理条例及び高知県漁港区域内における行為の規制に関する条例の一部を改正する条例**

（高知県漁港管理条例の一部改正）

**第1条** 高知県漁港管理条例（昭和38年高知県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第14条第1項中「受けた者は」を「受けた者若しくは法第43条第1項の実施計画の認定を受けた者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占有に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）は」に、「又は許可」を「、許可又は認定」に改

め、同条第2項中「又は許可」を「、許可又は認定」に改め、同項ただし書中「又は使用若しくは占有の許可」を「、使用若しくは占有の許可又は実施計画の認定」に改める。

別表第2の1中「第39条第1項の許可」を「第39条第1項の許可及び法第43条第1項の認定」に改め、同表の1の表備考4及び備考5中「許可」を「許可又は認定」に改め、同表の2中「許可」を「許可及び法第43条第1項の認定」に改める。

（高知県漁港区域内における行為の規制に関する条例の一部改正）

**第2条** 高知県漁港区域内における行為の規制に関する条例（平成11年高知県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

**附 則**

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第30号**

**高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項第7号イ中「第10条第1項」を「第10条第1項又は第10条の2」に改める。

**附 則**

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



高知県建築基準法施行条例及び高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第31号**

**高知県建築基準法施行条例及び高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例**

（高知県建築基準法施行条例の一部改正）

**第1条** 高知県建築基準法施行条例（昭和63年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第34条第1項第1号中「建築主事」を「建築主事又は建築副主事（以下この条において「建築主事等」という。）」に改め、同項第2号並びに同条第2項第1号及び第2号中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

（高知県手数料徴収条例の一部改正）

**第2条** 高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第55条の6中「建築主事」を「建築主事又は建築副主事」に改める。

第55条の7の見出し中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等」を「建

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等」に改め、同条第1項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（）」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（）」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（）」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（）」に改め、同項の表3の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

第59条及び第60条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

高知県知事 瀧田 省司

#### 高知県条例第32号

##### 高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

高知県港湾施設管理条例（昭和29年高知県条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4の表中

|     |        |
|-----|--------|
| 30分 | 3,400円 |
|-----|--------|

を

|     |        |
|-----|--------|
| 30分 | 3,800円 |
|-----|--------|

に改める。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

高知県知事 瀧田 省司

#### 高知県条例第33号

##### 高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例

高知県警察の設置及び定員に関する条例（昭和29年高知県条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（定員の特例）

- 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間における第10条の規定の適用については、同条第1項の表中「155人」とあるのは「156人」と、「444人」とあるのは「445人」と、「460人」とあるのは「462人」と、「1,611人」とあるのは「1,615人」と、

「1,925人」とあるのは「1,929人」と、同条第2項中「前項」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えて適用される前項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えて適用される第1項」と、同条第4項中「第1項に」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えて適用される第1項に」とする。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

高知県知事 瀧田 省司

#### 高知県条例第34号

##### 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例

高知県警察手数料徴収条例（平成12年高知県条例第32号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第4節の2 探偵業の業務の適正化に関する法律に係る事務の手数料（第9条の2）」を削る。

第8条の表2の項を削り、同表3の項中「認定証の」を「認定の」に、「認定証更新手数料」を「認定更新手数料」に改め、同項を同表2の項とし、同表中4の項を削り、5の項を3の項とし、6の項を4の項とし、7の項を5の項とし、8の項を6の項とし、9の項を7の項とし、10の項を8の項とし、11の項を9の項とし、12の項を10の項とし、13の項を11の項とし、14の項を12の項とし、15の項を13の項とし、16の項を14の項とし、17の項を15の項とし、18の項を16の項とし、19の項を17の項とし、20の項を18の項とし、21の項を19の項とし、22の項を20の項とする。

第2章第4節の2を削る。

第19条を次のように改める。

**第19条** 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第4条の規定による自動車運転代行業の認定を受けようとする者は、12,000円の自動車運転代行業認定手数料を県に納付しなければならない。

#### 附 則

（施行期日）

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。（経過措置）
- この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県警察手数料徴収条例の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例を廃止する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

高知県知事 瀧田 省司

#### 高知県条例第35号

##### 高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例を廃止する条例

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例（平成19年高知県条例第10号）は、廃止する。

#### 附 則



(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(高知県住民基本台帳法施行条例の一部改正)
- 2 高知県住民基本台帳法施行条例(平成14年高知県条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表第2教育委員会の項中

- 「3 高知県立立高校通学支援奨学金貸与条例(平成19年高知県条例第10号)により貸与された奨学金の返還又はその延滞金の徴収に係る奨学金の貸与を受けた者若しくはその相続人又は当該奨学金の貸与を受けた者の連帯保証人若しくはその相続人の生存の事実又は氏名、生年月日若しくは住所の確認
- 4 高知県地域改善対策奨学資金の貸与に関する条例を廃止する条例(平成14年高知県条例第31号)による廃止前の高知県地域改善対策奨学資金の貸与に関する条例(昭和57年高知県条例第28号)により貸与された奨学金又は通学用品等助成金(以下この項において「奨学資金」という。)の返還又はその延滞利子の徴収に係る奨学資金の貸与を受けた者若しくはその相続人又は当該奨学資金の貸与を受けた者の連帯保証人若しくはその相続人の生存の事実又は氏名、生年月日若しくは住所の確認
- 5 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例別表第1の第2欄に掲げる事務のうち教育委員会が行うもの

を

- 「3 高知県地域改善対策奨学資金の貸与に関する条例を廃止する条例(平成14年高知県条例第31号)による廃止前の高知県地域改善対策奨学資金の貸与に関する条例(昭和57年高知県条例第28号)により貸与された奨学金又は通学用品等助成金(以下この項において「奨学資金」という。)の返還又はその延滞利子の徴収に係る奨学資金の貸与を受けた者若しくはその相続人又は当該奨学資金の貸与を受けた者の連帯保証人若しくはその相続人の生存の事実又は氏名、生年月日若しくは住所の確認

- 4 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例別表第1の第2欄に掲げる事務のうち教育委員会が行うもの

に改める。

(高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例の一部改正)

- 3 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例(平成27年高知県条例第69号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

|            |                                                               |
|------------|---------------------------------------------------------------|
| (14) 教育委員会 | 高知県立立高校通学支援奨学金貸与条例(平成19年高知県条例第10号)による奨学金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの |
|------------|---------------------------------------------------------------|

を

「

|         |  |
|---------|--|
| (14) 削除 |  |
|---------|--|

に改める。

別表第3の(6)の項を削る。